② 建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

③ 建設業法の鋼構造物工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」)昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答)」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲)」によるものとする。

7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。

なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。)を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

8　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

9　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「圏央道三坂高架橋上部工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

招　　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 26 年４月 10 日

国税庁長官官房会計課長　牧田　宗孝

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13

○第１号

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　14、71、27

⑵ 借入物品等及び数量　「社会保障・税に関わる番号制度」導入に伴う共通番号管理システム用機器の借入等　一式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　平成26年５月７日17時30分（送付の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒100―8978 東京都千代田区霞が関３－１－１　国税庁長官官房会計課契約第二係　岡地　雅之　電話03―3581―4161　内線3645

3　仕様書案の交付

⑴ 交付期間　平成26年４月10日から平成26年５月７日まで。

⑵ 交付場所　〒100―8978 東京都千代田区霞が関３－１－１入札説明室（B東84）

4　仕様書案の説明会

開催日時及び場所　平成26年４月18日13時30分　中央合同庁舎四号館326会議室

5　Summary

⑴ Classification of the products to be procured : 14, 71, 27

⑵ Nature and quantity of the products to be rent : Equipment for the Individual and Corporate Number Management System 1 set

⑶ Time-limit for the submission of comments : 17 : 30　7 May 2014.

⑷ Contact point for the notice : Masayuki Okachi Procurement Section, Accounts Division, Commissioner's Secretariat, National Tax Agency, 1―1 Kasumigaseki 3chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8978 Japan. TEL 03―3581―4161 ex. 3645

○第２号

1　調達内容

⑴ 第１号に同じ

⑵ 借入物品等及び数量　モバイルシステム用機器の借入　一式

2　意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　平成26年５月１日17時30分（送付の場合は必着のこと。）

⑵ 第１号に同じ

3　仕様書案の交付

⑴ 交付期間　平成26年４月10日から平成26年５月１日まで。

⑵ 第１号に同じ

4　仕様書案の説明会

開催日時及び場所　平成26年４月22日13時30分　中央合同庁舎四号館326会議室

5　Summary

⑴ The same with the notice above (No. 1)

⑵ Nature and quantity of the products to be rent : Equipment for Mobile System 1 set

⑶ Time-limit for the submission of comments : 17 : 30　1 May 2014.

⑷ The same with the notice above (No. 1)

随 意 契 約

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。

平成 26 年４月 10 日

支出負担行為担当官

総務省大臣官房会計課企画官　梅田　　勉

◎調達機関番号　012　◎所在地番号　13

○第１号（No.１）

1　調達内容

⑴ 品目分類番号　71、27

⑵ 購入等件名及び数量　政府内ネットワークの統廃合

・共通化方針立案の業務支援等の請負　１式

2　随意契約の予定日　平成26年４月30日

3　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　b「排他的権利の保護」

4　随意契約を予定している相手方の名称

デロイトトーマツコンサルティング株式会社

5　担当部局　〒100―8926 東京都千代田区霞が関二丁目１番２号　総務省大臣官房会計課契約第二係　担当　藤田　美来　電話03―5253―5132